

仙台市伝統的工芸品地域おこし協力隊設置要綱

令和7年2月28日文化観光局長決裁

(設置)

第1条 仙台市内の伝統的工芸品（宮城県知事・経済産業大臣指定に限る）の製造技術・技法の継承、販売、プロモーションを通じて、訪日外国人観光客も視野に入れた交流人口の拡大や地域ブランド力の向上、観光地域づくりの担い手育成を図るため、総務省の地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号）に基づき、仙台市伝統的工芸品地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(活動)

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号に掲げる地域協力活動を行う。

- (1) 仙台市内の伝統的工芸品（宮城県知事・経済産業大臣指定に限る）の製造技術・技法の継承、販売、プロモーションに係る活動
- (2) 観光地域づくり及び情報発信に係る活動
- (3) その他地域活性化、交流人口拡大に資するために必要な活動

(委嘱)

第3条 隊員は、特別交付税措置の対象となる三大都市圏をはじめとする仙台市以外の都市地域等から生活の拠点を活動地域である仙台市内へ移し、住民票の移動を行うことができる者の中から市長が委嘱する。

(身分等)

第4条 隊員は、市が指定する活動支援事業者（以下「活動支援事業者」という。）との雇用契約のもとで第2条に掲げる地域協力活動に取り組むものとし、市との雇用契約は存在しないものとする。

(任期)

- 第5条 隊員の任期は1年とするが、委嘱初年度は、委嘱の日からその年度の3月31日までとする。その後年度ごとに委嘱期間を延長し、最長3年まで延長することができる。
- 2 第6条に定める理由により隊員が解嘱となった場合、活動支援事業者は隊員の補充をすることができるが、隊員の任期は前任の隊員の任期を引き継ぐものとする。
- 3 市長は、隊員の任期が残存し、活動支援事業者と隊員の雇用契約が継続される場合に限り、活動支援事業者の指定期間を延長することができる。

(解嘱)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委嘱を取り消すことができる。

- (1) 本人から隊員を辞退したい旨の申出があり、やむを得ないと認める場合
- (2) 傷病、事故等により、地域協力活動の継続ができなくなった場合
- (3) 隊員としてふさわしくないと判断した場合

(報告)

第7条 活動支援事業者は、隊員による各月の地域協力活動実施状況を当該月の翌月5日までに市長に報告するものとする。ただし、3月においては当該月の31日付けで提出するものとする。

(報償等)

第8条 隊員の報償費の額及び支給方法は以下のとおりとする。

- (1) 報償費は月額266,666円（所得税等を含む）とする。なお、委嘱日が月途中でであった場合は、委嘱日以降の当該月の残日数を当該月の日数で除した額で支給する（端数は切り上げ）。
- (2) 報償の支払いは、活動支援事業者から、第7条の報告のあった月の末日までに行うものとする。ただし、3月は翌月の末日までに行うものとする。

(秘密の保持)

第9条 隊員は、地域協力活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱期間が終了した後も、同様とする。

(市の役割)

第10条 市は、協力隊事業が円滑に実施できるよう、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 隊員の委嘱
- (2) 活動支援事業者の選定、調整及び住民への周知
- (3) 隊員の住居や地域協力活動に係る経費に対する支援
- (4) 活動地域での隊員の生活に関する支援
- (5) その他協力隊の円滑な活動に必要な支援

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は文化観光局長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。